

岩手県告示第877号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第3項において準用する同法第10条の6第2項の規定により、都道府県指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成26年12月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

都道府県指定試験機関の名称	都道府県指定試験機関の住所及び二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地		変更しようとする年月日
	変更前	変更後	
公益財団法人建築技術教育普及センター	東京都中央区京橋二丁目14番1号	東京都千代田区紀尾井町3番6号	平成26年8月18日